

戸籍がないと
どうなりますか？



住民票やパスポートは、
原則つくられません。
(一定の要件を満たしていれば、
つくられる場合があります。)

資格を取得するた
めに、戸籍の証明を求
められることがあり
ます。



親の遺産を相続する
場合に、親子の証明
ができないことがあ
ります。



無戸籍相談窓口一覧

「無戸籍者の相談のことで」とお伝えください。

北海道	札幌法務局	011(709)2311	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	函館地方法務局	0138(23)9526	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
	旭川地方法務局	0166(38)1165	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
	釧路地方法務局	0154(31)5015	釧路市幸町10-3
東北	仙台法務局	022(225)5611	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
	福島地方法務局	024(534)1933	福島市霞町1-46 福島合同庁舎
	山形地方法務局	023(625)1617	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
	盛岡地方法務局	019(624)1141	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
関東甲信越	東京法務局	03(5213)1344	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
	横浜地方法務局	045(641)7461	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	さいたま地方法務局	048(851)1000	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
	千葉地方法務局	043(302)1316	千葉市中央区中央港1-11-3
中部	水戸地方法務局	029(227)9911	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
	宇都宮地方法務局	028(623)0921	宇都宮市小幡2-1-11
	前橋地方法務局	027(221)4420	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
	静岡地方法務局	054(254)3555	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
	甲府地方法務局	055(252)7176	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
	長野地方法務局	026(235)6629	長野市大字長野旭町1108
	新潟地方法務局	025(222)1565	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
近畿	名古屋法務局	052(952)8130	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	津地方法務局	059(228)4192	津市丸之内26-8 津合同庁舎
	岐阜地方法務局	058(245)3181	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
	福井地方法務局	0776(22)4344	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
	金沢地方法務局	076(292)7829	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
中国	富山地方法務局	076(441)0550	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎
	大阪法務局	06(6942)9459	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎
	京都地方法務局	075(231)0131	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197
	神戸地方法務局	078(392)1821	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
	奈良地方法務局	0742(23)5534	奈良市高畑町552
四国	大津地方法務局	077(522)4671	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
	和歌山地方法務局	073(422)5131	和歌山市2番丁3 和歌山地方合同庁舎
	広島法務局	082(228)5765	広島市中区上八丁堀6-30
	山口地方法務局	083(922)2295	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
九州・沖縄	岡山地方法務局	086(224)5659	岡山市北区南方1-3-58
	鳥取地方法務局	0857(22)2260	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
	松江地方法務局	0852(32)4230	松江市東朝日町192-3
	高松法務局	087(821)6191	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
九州・沖縄	徳島地方法務局	088(622)4824	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
	高知地方法務局	088(822)3331	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい県合同庁舎
	松山地方法務局	089(932)5712	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎
	福岡法務局	092(721)9334	福岡市中央区舞鶴3-5-25
	佐賀地方法務局	0952(26)2185	佐賀市城内2-10-20
	長崎地方法務局	095(820)5953	長崎市万才町8-16
	大分地方法務局	097(532)3347	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
	熊本地方法務局	096(364)2182	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
九州・沖縄	鹿児島地方法務局	099(259)0668	鹿児島市鴨池新町1-2
	宮崎地方法務局	0985(22)5250	宮崎市別府町1番1号 宮崎法務総合庁舎
	那覇地方法務局	098(854)7953	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎

上記以外にも相談窓口があります。

詳しくは、上記お近くの無戸籍相談窓口にお問合せください。

受付時間 平日 8:30~17:15

無戸籍 法務省

令和3年2月発行

あなたの戸籍を つくるために

～無戸籍の方へ あきらめないで～



法務省ホームページ「無戸籍でお困りの方へ」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html



戸籍って
なんですか？

戸籍とは、人が、いつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

戸籍のない方が子を産んだ場合に、その生まれてきた子もまた無戸籍になってしまうことがあります。

戸籍をつくるための流れ

① 電話する

お近くの**無戸籍相談窓口**まで（裏面をご参照ください。）
電話せずにお越しいただいても構いません。
戸籍がない方ご本人でなくても相談できます。



② 相談する

相談窓口でお話を聞いた上で、お一人お一人に寄り添いながら丁寧に手続をご案内します。
予約は不要です。
相談は無料です。
秘密は必ず守ります。
お気軽にご相談ください。



③ 手続を行う

戸籍をつくるために裁判の手続が必要な場合には、そのための案内をします。
専門家の関与が必要な場合には、弁護士会・日本司法支援センター（法テラス）をご案内します。
各種行政サービスのことでお困りの方は、お住まいの市区町村等各種サービスの相談窓口にお問合せください。

④ 戸籍がつくられる

まずは、無戸籍相談窓口にご連絡ください。



戸籍がない方の情報を
知っている方からの
情報提供もお待ちしています。